

# 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度のお知らせ

## 1. 軽減の対象となる方

世帯の全員が住民税「非課税」で、次の要件をすべて満たす方 及び生活保護受給者

- ① 世帯の年間収入が次の金額以下であること(遺族年金・障害年金・仕送り・満期保険金等を含む)
  - ・ひとり世帯の場合150万円
  - ・世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額
- ② 世帯の預貯金等の額が次の金額以下であること
  - ・ひとり世帯の場合350万円
  - ・世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額
- ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のための必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと(国債、株券等を含む)
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと(税法上・健康保険上の扶養)
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

## 2. 対象となるサービス

利用者の負担を軽減する旨を申し出た介護サービス事業所が提供する次のサービス(※)

- |  |  |
|--|--|
| ・訪問介護  | ・通所介護  |
| ・(介護予防)通所リハビリテーション   | ・(介護予防)訪問リハビリテーション   |
| ・(介護予防)訪問看護  | ・(介護予防)訪問入浴介護  |
| ・(介護予防)短期入所生活介護  | ・(介護予防)短期入所療養介護  |
| ・夜間対応型訪問介護   | ・(介護予防)認知症対応型通所介護  |
| ・介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)   | ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護<br>・看護小規模多機能型居宅介護   |
| ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<br>(地域密着型特別養護老人ホーム)                                    |  |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護  | ・地域密着型通所介護   |
| ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。) | ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。) |

※ 枠内以外の介護サービスは、生計困難者利用者負担額軽減制度の対象になりません。

(介護老人保健施設、介護医療院、福祉用具貸与、居宅療養管理指導などの介護サービスは対象なりません。)

また、生計困難者利用者負担額軽減対象サービスであっても、東京都による生計困難者利用者負担額軽減事業の指定を受けていない事業所が提供するサービスは軽減の対象なりません。

※ 生活保護受給者については、個室（特別養護老人ホームと短期入所生活介護の多床室以外）の居住費が対象です。

### 3. 軽減の内容

区が発行した確認証を介護サービス事業所に提示することにより、利用者負担額が以下のとおり軽減されます。

#### (1) 対象サービス利用者負担

利用者負担額は、25%が軽減されます。

(老齢福祉年金受給者の方は50%が軽減されます。)

#### (2) 食費・居住費等

利用者負担額は、25%が軽減されます。

(老齢福祉年金受給者の方は50%が軽減されます。)

※なお、生活保護受給者は、個室(特別養護老人ホームと短期入所生活介護の多床室以外)の居住費に係る本人利用負担額の全額が軽減されます。対象サービスの利用者負担及び食費は軽減されません。

#### 【重要】

- 注1) 施設入所者等の食費・居住費の軽減については、食費・居住費の負担限度額認定を受けている方のみとなります。
- 注2) 高額介護サービス費計算における利用者負担段階が2段階(世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の「その他の合計所得金額」と「年金収入額」の合計が80.9万円以下の方)の場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者負担については軽減対象になりません。食費と居住費のみ軽減されます。

#### 申請の受付窓口・問い合わせ先

中野区介護保険課 介護給付係  
(中野区役所 3階4番窓口)  
〒164-8501 中野区中野4-11-19  
直通 03(3228)6531